

第 3 3 号議案

中野区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

みなみの学童クラブ及び美鳩学童クラブの位置を改める必要がある。

## 中野区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

中野区立学童クラブ条例（平成12年中野区条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中野区立みなみの学童クラブの項中「東京都中野区弥生町四丁目36番15号」を「東京都中野区弥生町四丁目27番11号」に改め、同表中野区立美鳩学童クラブの項中「東京都中野区若宮三丁目54番7号」を「東京都中野区大和町四丁目26番5号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年9月7日から施行する。